



31川人委調第435号

令和元年11月20日

川崎市議会

議長 山崎直史様

川崎市人事委員会

委員長 魚津利興



地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

令和元年11月15日付け31川議議第547号により依頼のありましたことについて、次のとおり意見を申し述べます。

議案第156号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

この条例案のうち、一般職の職員に関する部分は、本委員会が行った「職員の給与に関する報告及び勧告」の趣旨に沿い、職員の給料月額及び期末手当又は勤勉手当の額を改定する等所要の改正を行おうとするものであり、異議はありません。